

平成24年度技術士第二次試験 試験問題

9 建設部門

(午前)

注意事項

1. 一般注意事項

- (1) 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- (2) 試験室では、監督員の指示に従って下さい。指示に従わない場合は、「失格」となる場合があります。また、不審な行動をみかけた場合、持ち物等の検査をさせていただきます場合があります。
- (3) 不正の手段を用いて受験した場合は、即刻退室を命じます。さらに、技術士法の規定により、その後2年間の受験が禁止されます。
- (4) 試験開始後60分間及び試験終了前の10分間は、退室を認めません。無断で退室した場合は、「失格」となります。
- (5) 試験開始後60分を経過してからは、答案が完成した場合の退室や手洗いのための一時退室を認めますので、希望するときは、必ず手を挙げ監督員の指示に従って下さい。無断で退室した場合は、「失格」となります。
- (6) 答案が完成し、途中退室する場合（試験を「棄権」する場合も含む。）は、答案のみ所定の箱に投函して下さい。試験問題は机上に残し、受験票及び所持品をすべて持って退室して下さい。
- (7) 試験終了後、答案のみ所定の箱に投函し、試験問題、受験票及び所持品をすべて持って一旦退室して下さい。
- (8) 問題の内容や答案の書き方に関する質問には、一切お答え致しません。
- (9) 午後の試験開始は13時30分ですが、13時20分から注意事項を伝達しますので、それまでに自分の席にお戻り下さい。

2. 試験問題について

- (1) 受験申込をした技術部門の問題冊子であることを確認して下さい。
- (2) 問題の落丁などがあつた場合は、手を挙げて監督員に申し出て下さい。
- (3) 試験終了時刻まで在席した場合は、試験問題を持ち帰っても構いません。

注意事項は裏表紙に続きます。

平成24年度技術士第二次試験問題【建設部門】

必須科目

10時～12時30分

Ⅱ 次の2問題のうち1問題を選んで解答せよ。(解答問題番号を明記し、答案用紙3枚以内にまとめよ。)

Ⅱ－1 東日本大震災を契機として、あらためて防災・減災対策のあり方が議論されている。建設部門に携わる技術者として、我が国の防災・減災に向けた社会基盤の整備における課題を3つ挙げ、その内容を説明せよ。また、それらの課題に対し、防災・減災に向けた今後の社会基盤の整備を具体的にどのように進めていくべきか、あなたの意見を述べよ。

Ⅱ－2 地球環境問題への対応として、(1)低炭素社会の実現、(2)自然共生社会の実現・生物多様性の保全、(3)循環型社会の形成が求められている。我が国の最近の社会情勢の変化も踏まえ、地球環境問題に対し、建設分野として取り組むべき課題を上記3つの視点からそれぞれ挙げ、その内容を説明せよ。また、前記のそれぞれの課題に対して、解決に向けたあなたの意見を述べよ。